

財務省告示第四百四十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年三月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年四月九日
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（五年）（第六十三 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で百六十九億円	百六十九億二千二十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年三月二十六日

十二 十一 十
 の 経 利 行
 払 過 利 行
 込 利 子 率 価
 み 子 率 格

額面金額百円につき百円十二銭
 年一・二パーセント
 年金積立金管理運用独立行政法
 人の理事長は、払込金額に加え、
 次の算式により算出した金額を
 第十八号の規定する期日に払い
 込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{6}{365}}$$

十三
 初 期 利 子

平成十九年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四
 第 二 期 以 後
 の 利 子

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六箇月に属する
 利子を支払う。
 平成二十四年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年三月二十六日